

ICT活用工事(ICT浚渫工)試行要領 新旧対照表

| 要領 | 条文 | 旧 | 新 |
|-------------------------------|----------------|--|--|
| ICT活用工事 (ICT地盤改良工) 試行要領 | ICT活用工事 第3条 | ICT活用工事とは、下記の①～④全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。 | CT活用工事とは、下記の①～⑤全ての施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。 |
| | | ③ 3次元出来形測量 浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省)」に基づいて、出来形管理を行う。 | ③ICTを活用した施工 ①で得られた測量データを用いて、施工箇所を可視化し、施工する。 |
| | | ④ 3次元データの納品 ③による施工管理データを工事完成図書として納品する。 | ④3次元出来形測量 浚渫工が完了した後、「3次元データを用いた出来形管理要領(浚渫工編)(国土交通省)」に基づいて、出来形管理を行う。 |
| | | | ⑤3次元データの納品 ④による施工管理データを工事完成図書として納品する。 |
| | 第5条 積算 | 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする | 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「土木工事標準積算基準書(高知県土木部)」、「 港湾請負工事積算基準(高知県土木部) 」及び「ICT活用工事積算要領(国土交通省)」等を用いるものとする |